

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー
電気の発電による農山漁村の活性化に関する基本計画

平成28年9月

徳島県 阿南市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市の平地部においては、圃場整備された大規模な区画を利用した早期水稲作付を中心に施設野菜及び露地野菜の複合経営が行われています。

中山間地域においては果樹や花き等の施設園芸が盛んであり、南部地域では施設園芸のほか、集落営農組織による水稲や野菜の作付けが行われています。

一方で、農業者の高齢化や担い手不足、野生鳥獣による農作物への被害など、農業経営が不安定になってきていることから、荒廃農地が年々増えてきている状況です。

農地の多面的機能の保全等のため、放棄地の再生や利活用、また、山間部においては間伐材や放置竹林などの資源活用も喫緊の課題となっています。

このことから、課題解決に向け、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電促進による農山漁村の活性化を推進していく必要があります。

その際、地域の農林漁業者が主体的な役割を果たしながら、再生可能エネルギー電気の発電事業に取り組むこと等により、発電事業により得られた収益が地域に還元されるよう努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

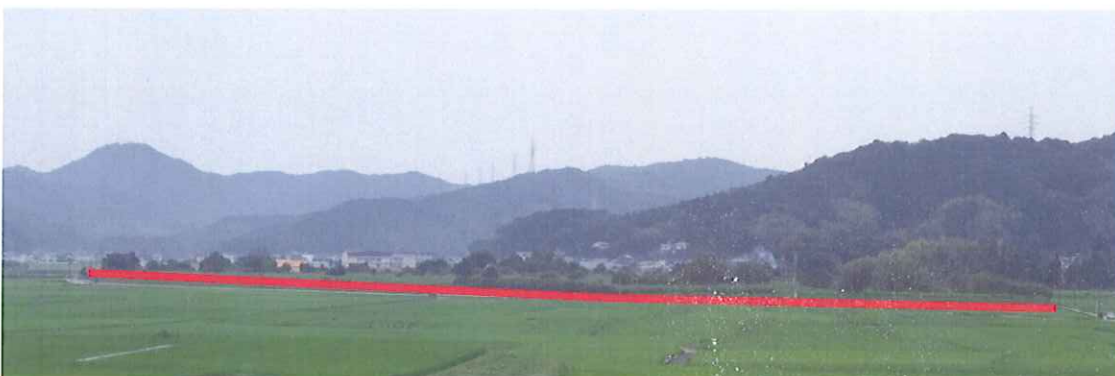
地 区	区域の所在	面積 (㎡)	備 考
長 生	別紙参照	30,077.61	太陽光発電設備の整備 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく現地確認によりB分類に区分(平成28年1月25日)
長 生	別紙参照	18,777.55	太陽光発電設備の整備 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく現地確認によりB分類に区分(平成28年1月25日)

発電設備の整備を促進する区域（長生地区）

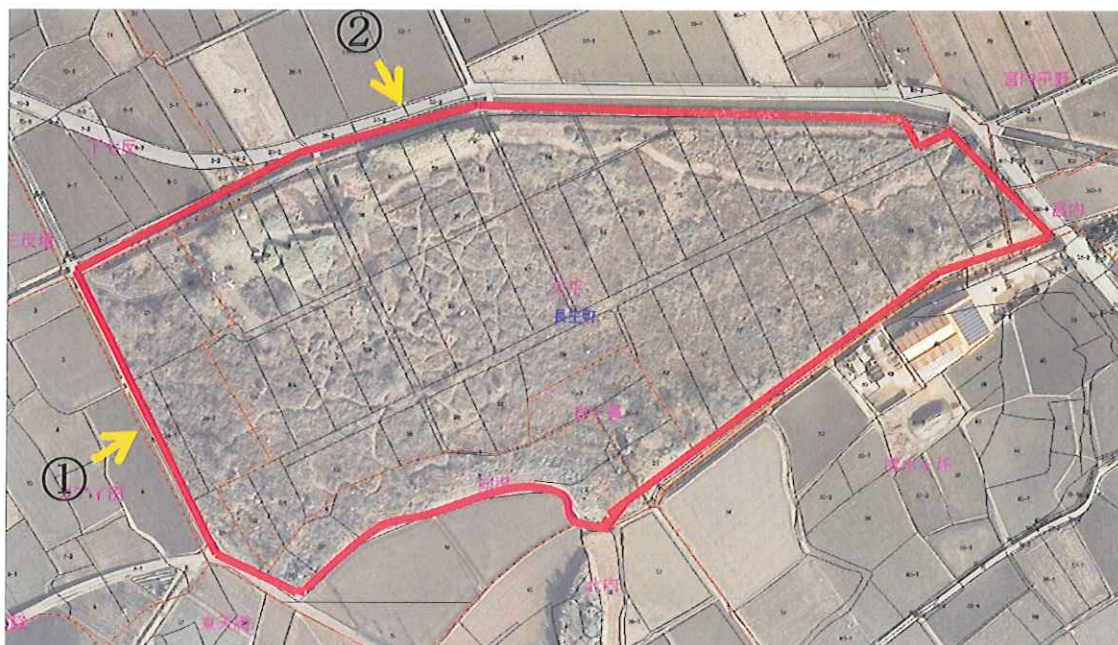
①西から東方向へ（全景：平成28年6月撮影）



②北から南方向へ（全景：平成28年6月撮影）



③航空写真



2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地 区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
長 生	太陽光発電設備	2.4MW	G P長生第一合同会社
長 生	太陽光発電設備	1.8MW	G P長生第二合同会社

3. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備 考
<p>発電事業者が売電収益の一部を支出し、下記の取組を行うことにより、地域の活性化を図り、地元農林漁業の生産性向上に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該発電所北側にある川沿いに桜を植え景観を整備。 ・必要な護岸工事を行う。 ・阿南市に基金を創設し、その用途については、阿南市・地元等と十分協議のうえ農林漁業の健全な発展に資するため活用する。 	

4. 自然環境の保全と調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

<p>本市には、良好な自然環境を形成している緑豊かな山々や河川、海岸、市街地の周辺に残存する田畑などが存在し、多くの動植物の生息・生育場所や環境負荷の低減など様々な機能・役割を有している。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の整備の際には、地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。</p>
--

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

本市においては、気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

5. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後5年間（平成28年度から平成32年度）で、本市における地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の導入目標値は、4.2MW以上とする。

(2) 目標の達成状況についての評価

上記(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、設定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標年度までに目標が達成されない場合、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

6. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は設備整備事業者が直ちに土地の原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

7. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知することを基本とする。ただし、発電設備に付帯する設備等に係る基本計画の改正等、農林地並びに漁港及びその周辺の水域等の機能の発揮に支障をきたすことがないことが明らかな場合は省略することができる。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際は、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。

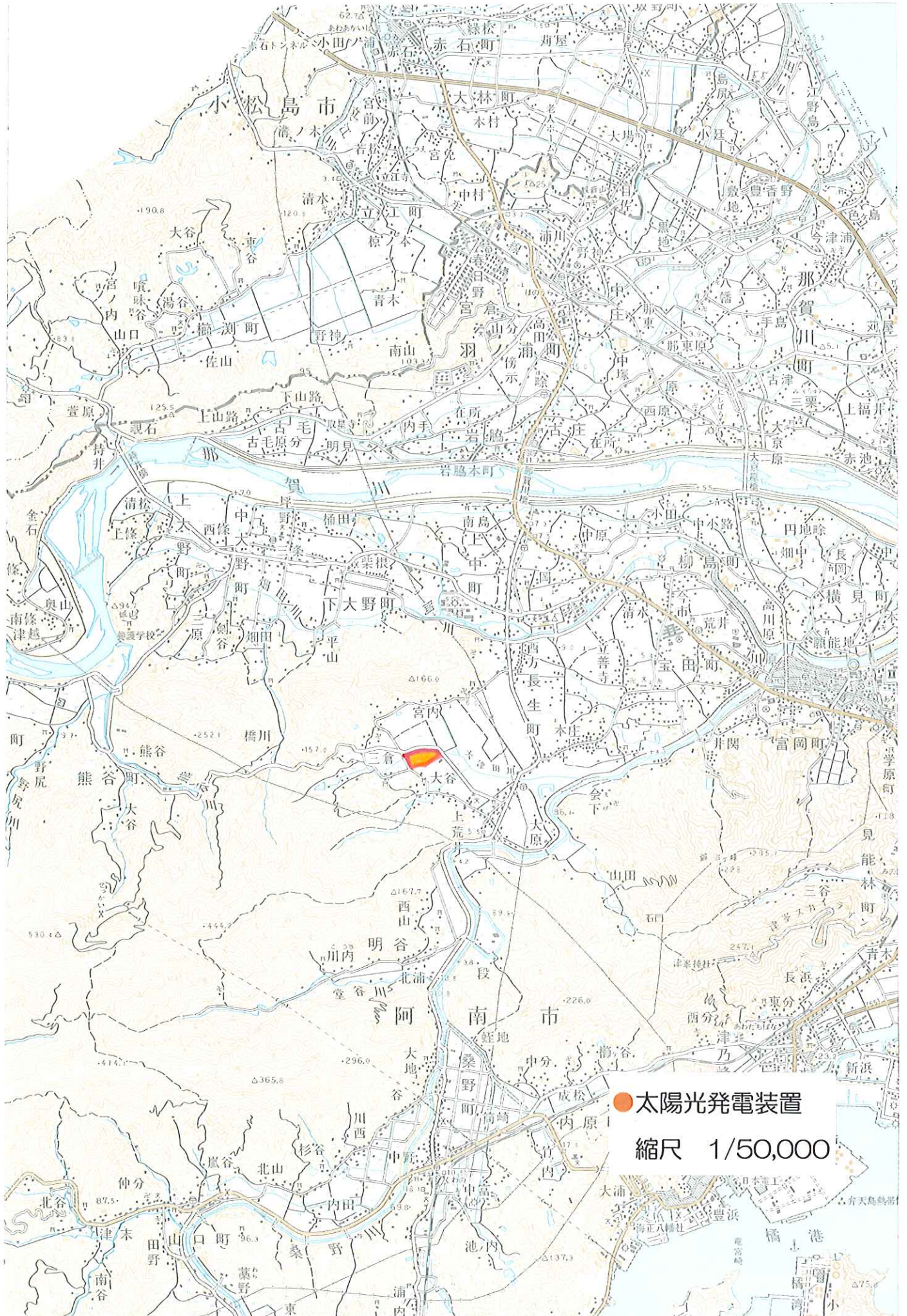
また、設備整備計画の認定を行う際は、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市、再生可能エネルギー発電業者、市内農業協同組合、市内漁業協同組合、市内森林組合、その他関連団体等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むこととする。

(4) 基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加や、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者による設備整備の提案など、基本計画に改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮し、適宜、基本計画の見直しを行うこととする。



● 太陽光発電装置

縮尺 1/50,000

